

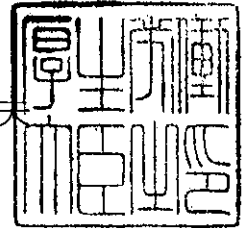
厚生労働省発食安第1211002号

平成18年12月11日

食品安全委員会

委員長 寺田 雅昭 殿

厚生労働大臣 柳澤 伯夫



食品健康影響評価について

食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第1項第1号の規定に基づき、下記事項に係る同法第11条第1項に規定する食品健康影響評価について、貴委員会の意見を求めます。

記

食品衛生法（昭和22年法律第233号）第18条第1項の規定に基づき、乳及び乳製品の成分規格等に関する省令（昭和26年厚生省令第52号）の別表の四 乳等の器具若しくは容器包装又はこれらの原材料の規格及び製造方法の基準の部（二）乳等の容器包装又はこれらの原材料の規格及び製造方法の基準の款（1）の1及び1のbのBで規定する容器包装の原材料として、ポリエチレンテレフタレートを追加すること。



食品衛生法第18条第1項の規定に基づく乳及び乳製品の容器包装の規格基準改正に係る食品健康影響評価について（ポリエチレンテレフタレート[＊]の追加）

1. 経緯

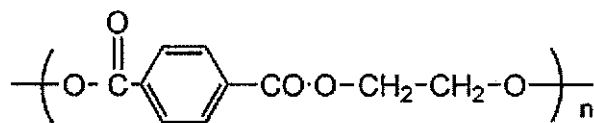
乳及び乳製品の容器包装に関しては、食品衛生法（昭和22年法律第233号）第18条第1項の規定に基づき、乳及び乳製品の成分規格等に関する省令（昭和26年厚生省令第52号）により規格基準が定められており、乳等[＊]についてはポリエチレンテレフタレートの規格基準が設定されておらず、現在容器包装へのその使用は認められていない。

今般、関係業界団体より、当該合成樹脂を乳等に使用できる容器包装として追加することについて要請がなされたことから、食品衛生法に基づく規格基準の設定の検討を開始するに当たり、食品安全基本法第24条第1項の規定に基づく食品健康影響評価を依頼するものである。

※乳等：牛乳、特別牛乳、殺菌山羊乳、成分調整牛乳、低脂肪牛乳、無脂肪牛乳、加工乳及びクリーム

2. ポリエチレンテレフタレート (Polyethylene terephthalate, PET)

熱可塑性ポリエステルの一つであり、テレフタル酸又はそのジメチルエステルとエチレングリコールの縮重合物。強靱性、耐薬品性、透明性に優れ、繊維、フィルム、食品用途では中空成形容器（飲用ボトル等）やトレー等に使用されている。



3. 今後の方向

食品安全委員会の食品健康影響評価結果を受けた後に、薬事・食品衛生審議会において乳等の容器包装に使用できるポリエチレンテレフタレートの規格基準の設定について検討する。